

資料2

産学官イノベーション創出拠点推進委員会規則

(平成21年6月12日 平成21年規則第106号)

(目的及び設置)

第1条 地域がそれぞれの特徴や強みを活用して多様性のある産学官連携拠点を形成することにより、我が国の各地域において自立的かつ持続的に科学技術の発展と絶えざるイノベーションの創出を伸展し、科学技術による地域活性化を図ることを目的として、産学官連携拠点を整備する地域産学官共同研究拠点整備事業（以下「事業」という。）を推進するため、組織規程（平成15年規程第2号）第9条の規定に基づき、独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）に産学官イノベーション創出拠点推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、事業の推進に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 事業の基本的な方針及び内容に関すること。
- (2) 事業で整備する産学官連携拠点の計画に関すること。
- (3) 産学官連携拠点設置後の活動に関すること。
- (4) その他、事業の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員30名以内で構成する。

- 2 委員長及び委員は、外部の有識者のうちから理事長が委嘱する。
- 3 委員長は、必要に応じて構成員以外の外部の有識者又は機構の役職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員長は、委員会を主宰し、委員会を招集する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(秘密保持義務)

第6条 委員長及び委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、産学官イノベーション創出拠点推進部が担当する。

(その他)

第8条 この規則に定める事項のほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成21年6月12日から施行する。